



議案第五号

三朝町特別会計設置条例の制定について

三朝町特別会計設置条例を別紙のとおり制定する。

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅九年參月拾九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町特別会計設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次表のとおり特別会計を設置する。

三朝町簡易水道事業特別会計	簡易水道事業
三朝町国民健康保険事業特別会計	国民健康保険事業
三朝町農業共済事業特別会計	農業共済事業
三朝町ユースホテル事業特別会計	ユースホテル事業
三朝町温泉配湯事業特別会計	温泉配湯事業

(歳入及び歳出)

第二条 前条の規定によつて設置した特別会計においては、次表上欄に掲げる事業会計とともに、中欄に掲げる収入をもつて歳入とし、下欄に掲げる支出をもつて歳出とする。

簡易水道事業会計	水道使用料、水道事業収入、一般会計繰入金、分担金、町債、その他の諸収入金	簡易水道管理費並びに水道の新設、改良事業費、借入金の償還金及び利子、その他の諸支出金
----------	--------------------------------------	--

国民健康保険事業会計	国民健康保険税、国庫支出金、診療所事業収入、一般会計繰入金、その他の諸収入金	国民健康保険の事業費、診療所運営費、一時借入金の利子、その他の諸支出金
農業共済事業会計	掛金、賦課金、国庫支出金、その他の諸収入金	農業共済事業費
ユースホテル事業会計	事業収入、一般会計繰入金	ユースホテル運営費及び管理費
温泉配湯事業会計	温泉配湯事業収入	温泉配湯事業費及び管理費 借入金の前償還金及び利子

(弾力条項の適用)

第三条 第一条の規定によつて設置した特別会計においては、地方自治法第二百十八条第四項の規定により弾力条項を適用することができる。

附 則

この条例は昭和三十九年四月一日から施行する。